



2003

No. 1

The Natural Science Publishers' Association of Japan

自然科学書協会会報

発行人・志村 幸雄

編集・広報委員会

発行・2003年1月15日

社団法人 自然科学書協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-101 文化産業信用組合内 TEL03-3292-8281

URL: www.nspa.or.jp

誇りをもって出版活動を

(社)日本書籍出版協会理事長 朝倉 邦造

出版業界は昨年はハリーポッターの魔法の風が吹いたものの、売上は6年連続で前年割れとなり、極めて深刻な出版不況の時代にあります。今年は何とせよ反転の年にしたいのですが、その前に立ちはだかる幾多の課題があります。

その一つが、ポイントカード制度です。昨今、ポイントカードが書籍・雑誌の販売に適用されるケースが増えてきており、専門書出版社にとっても放置できない問題です。しかも一部ではその還元率が消費税に相当する5%にも及ぶものがある、定価販売とは解釈しがたい「値引行為」になっているのは、誠に遺憾です。これは、再販契約上の違反行為に当たると考えられます。一昨年3月、公正取引委員会から再販制度の「当面存置」という結論が出された際の再販制度と弾力運用の解釈の違いからきていると思います。本来、弾力運用は、版元、書店、取次が協力して消費者(読者)ニーズに応える運用をしていかなければならないのですが、ポイントカードは必ずしもその趣旨に沿ったものとはいえません。業界発展のために、本来あるべき弾力運用の姿を具体化していきたいと思います。

もう一つが、出版者の権利の法制化とその早期実現です。これはわれわれ出版者の基本権利をどう確立するかの問題です。この権利は、著作権隣接権を基軸に、複写権、貸与権、頒布権などの権利行使にかかわるもので、専門書出版社にとって死活的な問題です。なかでも違法コピーは最重要課題で、利用者のコピー総数の約80%が専門書だといわれている現状から、自然科学書協会をはじめ出版業界全体が、図書館におけるコピー複写問題と利用者の著作権の意識改革に取り組む必要があります。

昨年末に浮上した大きな課題があります。与党の税制

改正大綱が発表され、消費税の「総額表示」の義務付けが出されました。著作物は定価表示が必要な「再販商品」です。出版業界では消費税の導入時と税率変更時の2度にわたり定価表示の変更を余儀なくされ、経費・作業・事務手続きなどの面で大きな打撃を受けました。著作物は再販商品であることを鑑み、その轍を踏まないような様々な観点から検討して、総額表示の適用除外を強く訴えていく考えです。業界としても4団体それぞれ知恵を出し合って検討しているところですので、皆様のご協力をお願いします。

その他、図書館のベストセラーの貸出問題、コピーサービス問題、取次の配本部数の絞り込み問題など、出版界を巡る課題・問題は山積みです。そんな難問を抱えている出版界の中で、日本の科学・技術の発展に寄与している自然科学書が果たす役割は非常に大きいものがあります。とくに、その中心となった自然科学書協会の設立は戦後間もない1946年です。日本書籍出版協会の1957年よりも、11年も早く設立された伝統のある協会です。会員の皆様方は、日本の科学・技術の発展に寄与してきたことに誇りをもって、今後も社会の付託に応えるべく良書の刊行を目指してほしいものです。自然科学書の分野が衰退するようなことになれば、出版界のみならず、日本の発展もおぼつかなくなります。是非、今後も、日本の将来を支えるのだという自負を持って、日々の出版活動に臨んでほしいと思います。

今年の課題にこう対応する

理事長 志村 幸雄

新年を迎えて早くも1ヵ月少し経過しましたが、会員各位におかれましては新たな飛躍を目指して鋭意、日々の業務に取り組んでおられることと存じます。本年もこれまで同様、当協会の活動に各段のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、出版界を取り巻く環境は市場規模の6年連続マイナス成長という現実が示すように、依然厳しい状況におかれています。また、その一方では、出版者の権利法制化問題をはじめ、違法コピー問題、消費税総額表示問題、ポイントカード問題など喫緊の対策を要す問題が山積しております。当協会としては、それぞれの問題との関連性や重要度を見極めながら優先度を測り、的確かつ迅速に対策を講じていきたいと考えています。

よく指摘されるように、21世紀は多様化と個性化が強くと求められる時代と言われますが、これは私どもも出版団体にも当てはまることで、当協会もまた数ある出版団体の中でどれだけ会員各位のニーズに合致した独自の活動をし、存在感を発揮していくかが問われているように思われます。すでに当協会では総会、会員集会、各種委員会などの場を通じて、出版界にとって身近な様々な問題に対して意見交換や意思の集約を図っていますが、今後はこちらの機能をもっと強化できればと考えています。

当協会が直面している最大の問題の1つに、違法コピー問題への対応があります。詳細については金原専務理事の別稿に譲りますが、昨年以來、取り組んでいる「違法コピー撲滅キャンペーン」は、TIBFでの展示・資料配布、意見広告の出稿などを通じて本年も継続することになっています。

この問題に関連して、当協会には会員各社の複写権センターへの委託物について出版者著作権協議会を通して使用料の分配金が入ってきますが、これは権利者たる会員各社に配分するのが本来の姿と考えます。すでに平成11年度にこれを実施していますが、今年度もまたそれ以降の入金分から管理手数料を差し引いたものを各社に配分していくことを決めています。

昨年未だに急浮上した消費税総額表示問題は、出版界にとって当面の最大の課題になりそうです。すでに平成12年に政府税調の答申でこの方針が打ち出されていましたが、与党3党が昨年12月中旬にまとめた「税制改正大綱」で「平成16年4月1日から適用する」と具体的な方針を明らかにするに及んで一気に問題化しました。その狙いは、消費税額を本体価格と一体で示す「内税方式」の表示を義務付けることにありますから、再販商品の出版物がその直撃を受けるのは火を見るより明らかです。出版界はかつての消費税導入時に、市場在庫を含めて価格表示の変更を余儀なくされ、1社平均3,600万円（書協資料による）という多大な経費を投入した苦い経験を味わっています。まして税率を10年くらいの間に10ポ

イント前後上げていくという事態を想定しますと、長期にわたり安定的価格で販売していかなければならない専門書業界が致命的な打撃を被るのはいうまでもありません。

出版4団体はこの1月中旬、税制等対策委員会を発足させ、私も書協代表委員として加わっていますが、当協会でもこの種の問題に対応するため税制・再販流通特別委員会が設置されていますので、本規定の適用除外、軽減税率の適用などを強く求めていく方針です。

最後に、ポイントカード問題は、出版界の喉元に突き刺さったトゲのごとく一大問題化しています。ポイントカードの実施を弾力運用ないし読者サービスという観点でとらえる向きがありますが、やはり再販契約に照らして値引き行為と見なさざるを得ません。また、この種の制度の蔓延は、結果として再販制度の崩壊につながる蓋然性をもっており、専門書業界にとって、決して無縁なことではありません。ただ、この問題に協会として統一見解を明らかにすることは独禁法での共同行為につながる可能性がありますので、特別の対応は取っていません。私が昨年12月10日に上記のような判断を踏まえた「ポイントカードに関する見解」を発表したのも、出版4団体による出版再販研究委員会の委員の立場から行ったものであることを付記しておきます。

以上、当協会に関連したいくつかの問題と対策を列記させていただきましたが、後になって不作為の弁解などをしないよう、せいぜい努力していく所存です。会員各位にはいっそうのご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

当協会が抱える様々な問題

専務理事 金原 優

自然科学書協会ならびにその会員出版社が現在抱えている問題は多様ですが、その最大の問題はやはり著作権問題です。特に近年の情報処理と伝達技術の発達と低廉化によって発行された著作物は様々な形態で、しかも大量に利用されています。これらの利用から著作物の権利を守り、著作者と出版社の利益を保護し、著作者の創作意欲を失わせることなく専門情報が継続的に出版される体制を維持しなければなりません。この問題をはじめとして、当協会は今後様々な問題に取り組んでいく必要があります。

◇ コピー問題

専門書のコピーは膨大であり、問題は深刻です。図書館、教育機関等著作権法によって許容されている複写もありますが、著作権者の権利と利益を侵害していることには変わりありません。(株)日本著作出版権管理システム(JCLS)と(株)学術著作権処理システム(ACCS)の設立によってドキュメントサプライヤー数社からは複写利用料の徴収が始まっていますが、一般企業はまだ協議が継続中で、契約に至っていません。これらの複写利用については一刻も早く合意を取り付け、許諾と利用料の支払によって違法状態を解消しなければなりません。

科学技術振興事業団によるコピーは年間約1千万ページですが、その利用者はほとんどが一般営利企業です。全国の大学図書館における複写利用もその多くは一般企業です。この問題を解決するためには現在出版界を含む権利者団体が要望している著作権法第31条による図書館の複写から営利企業に提供する複写を除外する著作権法の改正が必要です。

今春著作権法が一部改正され、今後は先生に加えて学習者も複写できるようになります。この改正により自然科学系の学生も授業の範囲における利用であるなら学生数分だけコピーすることができるようになります。その法律改正に伴い著作権法第35条によるコピーに対する利用者向けのガイドラインを作成しなければなりません。膨大な複写という実態がある自然科学書の領域としてはこのガイドライン作成に積極的に参画し、専門書が学生によって不当に複写されることのないような制度作りをする必要があります。

JCLSとACCSは徐々にですが機能し始めています。しかし日本複写権センター(JRRC)は相変わらず2円以外の複写許諾を行う体制になく、膨大な量の専門書の複写に対して機能していません。コピー問題を解決するためには複写権処理団体が機能することが不可欠です。出版界はJRRCを今後どのように運営するのか早急に結論を出し、関係当事者と協議しなくてはなりません。

複写の利用者はその多くが一般の営利企業であり、更にその複写量が膨大であることから、企業の利潤がらみで問題解決が簡単ではありません。今後出版界は更に組織としてこの問題に取り組む必要があり、自然科学書協会はそのために一番重要な位置にいることを再認識する必要があると考えます。

◇ 出版社の権利問題

コピー問題の解決に向けて現在大きな障害となっているのが出版社の権利問題です。現在の著作権法では著作物の権利は著作者に帰属しており、出版社は出版に際して出版権を設定しているだけで、法律上他の権利は持っていません。出版物の多様な利用に対応するためには、現在出版社が求めている法律上の権利が認められることが必要です。それに並行して出版社、特に自然科学系の出版物については著作権そのものの著作者からの譲渡が必要であると考えます。

◇ 出版の電子化

自然科学系の専門雑誌についてはその正確性と迅速性が要求されます。また出版されている情報量も膨大であり、読者の利便性と情報検索の適格性を確保するためには今後更に出版の電子化が求められます。また専門雑誌が電子化されれば永久保存が原則である図書館においても、個々の読者においても収納スペースの問題を解決することになり、出版にかかるコストも印刷・輸送の分だけ削減できることとなります。海外の出版社も自然科学系では電子出版が相当進んできており、Elsevierではすでに全発行雑誌が電子媒体によって出版されています。

電子配信による雑誌の提供はコピー問題も大部分解決します。雑誌をすべて電子化することにより購読者への直接配信が可能になり、利用者が特定できます。また常時論文の入手が可能になり、コピーでなければ対応できないという状況が解決することになります。まだ明確でない部分、検討課題である部分も多々ありますが、世界の専門雑誌出版は確実に電子化の方向へ動いており、日本の出版社もその対応を迫られています。

◇ 再販問題と消費税

再販制度の継続と適正な運用は出版界全体の問題ですが、この問題に消費税表示が絡むと問題は更に複雑になります。特に自然科学系の専門書については多くの出版物が長期に亘って店頭販売されること、とりわけ定期刊行物については一般雑誌のように次号が発行されれば前号が棚から無くなることはなく、継続して店頭陳列される実態からみて、再販制度が求める定価表示は重要な意味を持ちます。来年から消費税の内税表示が義務付けられることになるようですが、そのことと再販制度、特に価格表示の関係を再度整理し、必要な対策を講じる必要があります。

◇ STM (International Association of Scientific, Technical and Medical Publishers) との連携

STMは世界の自然科学系出版社が構成する団体であり、会員社は現在26カ国106社となっています。自然科学書協会はSTMの法人会員となっており、定期的に世界の専門書出版に関する情報の提供を受けています。しかし当協会はこういった情報を生かし切っていないのも事実です。STMは自然科学書協会と同様、著作権問題を最大のテーマとして活動しており、これからの電子出版時代における著作権保護と利益の確保について会員相互の理解を深めています。今後当協会がどのようにSTMと連携するのか、どのように情報を交換し合うのかはここで再検討しなければなりません。

◇ 協会事務局問題

当協会は現在その事務を文化産業信用組合に委託していますが、当協会は社団法人であり、様々な活動を行う団体として事務局機能を強化する必要があると思います。著作権問題にしても出版社の権利問題にしても、当協会は書協と連絡を密にしながら自然科学の専門書出版社としての立場を堅持する必要があります。そのためには専任の事務担当者の存在が不可欠ですが、それには当然経費の捻出が必要です。この問題についても更に議論を深め、早急に結論を出すべき時期に来ていると考えます。

「東京国際ブックフェア (TIBF) 2003」 開催について

会員社の皆様には毎年「東京国際ブックフェア」出版に関しまして、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。上記ブックフェアは、日本で唯一の国際ブックフェアとして定着してきております。本年も4月24日(木)から27日(日)の4日間、東京ビッグサイトで開催されます。TIBF事務局の発表では、入場者目標45,000人、出展社が国内570社、海外120社と昨年を上回るブックフェアになるとのことです。

当委員会では、昨年10月11日に全体委員会を開き委員の役割分担(運営・レイアウト・設営)を決定し、すでに各委員会がそれぞれ活発に動いています。その後、11月1日付で会員社に対し、出展依頼状を発送し、現在68社から2,315冊の出展了承の返事をいただいております。

なお、展示棚にまだ余裕がありますので、追加出展依頼状を3月上旬に発送する予定で、本年1月から4月上

旬までに刊行される新刊書の出展を、是非お願いする次第です。集荷作業につきましては、3月上旬に依頼状を発送しますので、段取り・準備をよろしく願います。

(販売・出展委員会委員長/常務理事 牛来辰巳)

協会忘年会開催される

当協会の忘年会がさる12月5日(木)18時より東京会館(千代田区)11階ゴールドルームで開催された。当日は、会員社代表35名、各専門委員会委員48名に、取次・関連業界の方を加え96名の参加があった。

志村幸雄理事長、来賓の(株)トーハン高野仁常務取締役、日本出版販売(株)橋昌利常務取締役の挨拶に続き、日本書籍出版協会朝倉邦造理事長の乾杯の発声で会は始まり、和やかな歓談が行われた。

【今後のスケジュール】

◆東京国際ブックフェア2003

日時：2003年4月24日(木)～27日(日)

場所：東京ビッグサイト

◆第53期予算総会

日時：2003年5月15日(木)

場所：日本出版クラブ

【退会社】

◆(株)三省堂

編集後記

◇昨年、「雪国はつらつ条例」を「雪国はつらいよ条例」と間違っただけで中学校の社会科の教科書に記載し、担当者とその上司が地元まで謝罪にいったことが新聞に載りました。社内でも話題になり笑いながら話す人もいましたが、私は笑う気にはなれませんでした。以前雑誌を担当していたとき、表紙の特集のタイトル、「胆道癌に対する～」を「胆嚢癌に対する～」と間違えて表紙を刷り直したことを思い出したからです。人は話を聞いたり、文章を読む際、先を読んで理解してしまう習性があるそうです。私が間違いを起こした原因は、自分の慢心からそのような「先読み」が働き、間違いに気が付かなかったからだと思います。誤植があると本の質が低くなり、出版社の評価に直結します。誤植のない本(商品)を作ることは、出版社にとって大事なことのひとつであると思います。(T. K)

第51/52期広報委員

<担当常務理事> 筑紫 恒男(建帛社)
 <委員長> 江面 竹彦(産業図書)
 <副委員長> 平田 直(中山書店)
 松嶋 徹(丸善)
 <委員> 井上 昭彦(朝倉書店)
 池田富士太(科学新聞社)
 柏原 徹二(南江堂)
 新谷 滋記(工業調査会)